

平成26年 第1回臨時会

平成26年 5月19日 1日間

# 南信州広域連合議会会議録

南信州広域連合事務局

# 平成26年南信州広域連合議会第1回臨時会

## 会 期

平成26年 5月19日（月） 1日間

## 日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
5.19	月	開 会 平成26年5月19日（月曜日） 午後1時00分	
		日程第 1 会議成立宣言	6
		〃 第 2 議席の指定	6
		〃 第 3 議会運営委員の選任	6
		〃 第 4 会期の決定	7
		〃 第 5 議案説明者出席要請報告	7
		〃 第 6 会議録署名議員指名	7
		〃 第 7 広域連合長あいさつ	8
		〃 第 8 監査報告	11
		〃 第 9 報告（1件） 報告第1号	12
		〃 第 10 議案審議 即決議案（1件） 議案第10号 説明、質疑、討論及び、採決	13
		閉 会	

## 付議議案及び議決結果一覧表

### 《条例案件》

議案番号	議案名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
議案第10号	南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	5月19日	5月19日	可決	13

平成26年第1回臨時会

# 南信州広域連合議会会議録

平成26年 5月19日

南信州広域連合議会事務局

# 平成26年南信州広域連合議会第1回臨時会会議録

平成26年5月19日（月曜日）

午後1時00分 開議

---

開 会

日 程

- 第 1 会議成立宣言
- 第 2 議席の指定
- 第 3 議会運営委員の選任
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案説明者出席要請報告
- 第 6 会議録署名議員指名
- 第 7 広域連合長あいさつ
- 第 8 監査報告
- 第 9 報告（1件）
  - 報告第1号
- 第10 議案審議
  - 即決議案（1件）
    - 議案第10号
    - 説明、質疑、討論及び採決

閉 会

---

出席議員 32名

（別表のとおり）

---

欠席議員 1名

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

（別表のとおり）

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

（別表のとおり）

---

○議長（林 幸次君） それでは、ただいまから平成26年南信州広域連合議会第1回臨時会を開会いたします。

現在の出席議員は32名であります。

よって、本日の会議は成立いたしております。

本日の会議に、下條村の宮嶋清伸議員から都合のため欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたしておきます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

## 日程第2 議席の指定

○議長（林 幸次君） 日程に従いまして、これより議席の指定を行います。

平谷村議会議員の選挙により、南信州広域連合議会議員の変更がありました。南信州広域連合議会会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席の指定を行います。議席番号及び議員の氏名を事務局にて朗読いたさせます。

北原書記長。

○書記長（北原香子君） それでは議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

11番、土田米男議員、以上でございます。

○議長（林 幸次君） ただいま朗読いたしましたとおり指定をいたします。

## 日程第3 議会運営委員の選任

○議長（林 幸次君） 次の日程に入ります。

これより南信州広域連合議会運営委員の選任を行います。日程第2で申しましたとおり、平谷村議会議員の任期満了に伴って、現在、議会運営委員のうち1名が欠員となっております。従いまして、今臨時会で南信州広域連合議会委員会条例第3条第1項の規定により、議長において議会運営委員を指名いたします。

委員の氏名を、事務局をして朗読いたさせます。

北原書記長。

○書記長（北原香子君） それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

11番、土田米男議員でございます。

○議長（林 幸次君） ただいまの朗読のとおり、議会運営委員に指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 幸次君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、南信州広域連合議会運営委員に選任することに決定いたしました。

#### 日程第4 会期の決定

---

○議長(林 幸次君) それでは次の日程に進みます。

会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、去る5月7日に議会運営委員会を開催いたし協議を願っておりますので、その結果について御報告を願うことといたします。

議会運営委員会委員長、木下克志君。

○議会運営委員会委員長(木下克志君) こんにちは。議会運営委員会委員長報告を行います。

5月7日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を御報告申し上げます。

今臨時会の会期は本日5月19日の1日とし、その日程につきましては、お手元に配付してあります日程表によることといたします。本日、上程される案件は、条例案件1件であり、即決議案といたしました。

以上で御報告を終わります。

○議長(林 幸次君) ただいまの報告について、御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 幸次君) それでは、お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 幸次君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 日程第5 議案説明者の出席要請報告

---

○議長(林 幸次君) 本日の議会における議案説明者として、地方自治法第121条の規定により、牧野広域連合長ほか関係者の出席を要請いたしました。

#### 日程第6 会議録署名議員指名

---

○議長(林 幸次君) 次の日程に進みます。

会議録署名議員に勝又進君、仲藤重孝君を指名いたします。

## 日程第7 広域連合長あいさつ

---

○議長（林 幸次君） 次の日程に進みます。

ここで広域連合長の御挨拶を願うことにいたします。

牧野広域連合長。

○広域連合長（牧野光朗君） 皆さん、こんにちは。

平成26年南信州広域連合議会第1回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年南信州広域連合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多忙の中、御出席いただき、諸案件につきまして御審議いただきますことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、前阿南町長さんの辞任に伴います阿南町長選挙が今月6日に告示されまして、勝野一成さんが無投票で当選をされました。まことにおめでとうでございます。南信州広域連合の一員といたしましてともに地域づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひします。勇退されました前佐々木町長さんにおかれましては、立場はかわりまして、地域の発展のために引き続きお力添えをお願い申し上げたいというふうに思います。

また、4月には平谷村におきまして議会議員選挙が行われ、新たに広域連合議会の議員を選出いただいております。地域づくりと当圏域の発展のために御尽力賜りますようよろしくお願ひ申し上げますとともに、これまでお世話になりました議員にお礼を申し上げます。

それでは、初めにリニア中央新幹線計画について申し上げます。

リニア中央新幹線に関しましては、4月23日にJR東海が「中央新幹線環境影響評価書」を作成し、国土交通大臣に対して送付するとともに、長野県知事の意見に対するJR東海の事業者見解も示されたところでございます。JR東海におかれましては、長野県環境影響評価技術委員会での議論等も踏まえる中で御対応いただいているものと考えておりますが、発生土の運搬による騒音や振動、水枯れ等を初めとする生活環境への影響に対する地域住人の不安や心配というものが払拭できるまでには至っていないという状況にあります。

環境影響評価書に対し、環境大臣が環境保全の見地から述べる意見につきましては、



去る5月13日に県知事に私も動向させていただく中で、環境省に対しまして要望を行ったところでございます。これまでも繰り返し述べてまいりましたが、リニア中央新幹線計画の実現は、この地域の発展におきまして千載一遇のチャンスでございます。今後は国におきまして評価書に対する意見の取りまとめが行われることとなりますが、地元地域の意見を尊重いただくことが、この事業の推進にとって不可欠であると考えておりますので、地元要望に沿った形で環境影響評価書が補正されるよう強く希望するところでございます。

次に、三遠南信自動車道について申し上げます。

飯喬道路につきましては、第2工区、第3工区と工事が進められております。喬木村区間におきましても用地の取得に向けた作業が行われているほか、今年度に入りまして工事用道路の設置工事のほうが着手されているところであります。青崩峠道路につきましても、平成25年度に南信濃側から工事着手となりました。これによりまして、長野県側では、国道152号現道活用区間も含めまして、全線で工事着手がなされておることとなります。今後は早期の全線開通を目指し、ますますの事業促進が図られますよう、関係機関に対しまして事業推進活動を行ってまいり所存であります。

続きまして、第4次広域計画の策定について申し上げます。

広域計画は地方自治法の規定に基づき策定するものでございまして、現在の第3次広域計画は平成23年度から27年度の5年間を計画期間として策定され、現在、運用がされているところであります。このほか、当広域連合の総合計画といたしましては、平成11年から12年にかけて策定いたしました「飯伊地域ふるさと市町村圏計画」がございまして、この計画は基本構想の計画期間を10年間、基本計画の期間を5年間とした計画でございますが、国のふるさと市町村圏に関する施策が廃止されましたことから、後継計画を策定してまいってはおりません。

リニア中央新幹線の開通を13年後に控え、早急に高速交通網の整備を見据えた地域づくりの方向性をより明確にする必要があると考えますことから、現行の第3次広域計画の計画期間からいたしますと1年前倒しとなりますが、平成26年度におきまして、第4次広域計画を作成することといたしました。この計画は当圏域の新たな総合計画として「南信州広域連合基本構想・基本計画」と通称する予定でございます。平成22年度に策定いたしました「リニア将来ビジョン」を下敷きとしつつ、これに時点修正と具体化を加えまして、今後、当地域が目指す地域像の指針といたしたいと考えているところであります。各団体及び構成市町村等から御推薦をいただきました45名の委員と市

町村職員の皆さん方によりまして既に策定作業に着手しているところであり、来年2月の広域連合議会の定例会に新計画をお諮りする計画で作業を進めてまいりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げる次第であります。

続きまして、次期ごみ処理施設の整備につきまして申し上げさせていただきます。次期ごみ処理施設の整備につきましては、建設予定地の地元地区の皆様方の深い御理解のもと、昨年5月から1年間、建設予定地周辺での生活環境影響調査を実施いたしまして、現在、そのまとめの作業を行っている状況であります。取りまとめが完了いたしましたら議会に御報告申し上げますとともに、調査結果に基づきまして予定地の近隣にお住まいの皆様方の不安をできるだけ軽減する手段を検討いたしまして、御要望におこたえしてまいりたいと考えているところであります。

また、昨年度中に予定地の現況測量、用地測量、ごみ搬入道路の測量を初め、地質調査など各調査を終えまして、現在、プロポーザル方式によります建設業者の選定の手続に入っているところであります。今年度中に建設工事に着手できますよう作業を進めてまいりたいと考えております。事業の進捗状況につきましては、臨時議会に御報告をさせていただきます、御了解を得てまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、広域消防について申し上げます。

消防救急デジタル無線及び指令施設につきましては、昨年度後期より、関係の皆様方の御理解、御支援のもと、迅速で的確な災害活動のため運用を開始しているところあります。通報者の位置情報の即時把握など、新システムの機能を活用いたしまして、今後住民の皆様方の安心、安全確保に生かされますよう、職員一丸となって万全な施設の運用にさらに努めてまいる所存であります。

火災の発生状況について申し上げますと、火災につきましては4月末までに51件の火災が発生しておるところであり、前年同期に比べまして9件少ない状況になっております。本年も2月から4月30日まで「たき火火災ゼロ運動」を関係機関の御協力をいただきながら展開してまいりました。空気の乾燥に伴いまして、国内でも大規模な山火事等が発生しているところありますが、今後も広報活動などを通して火災発生の抑止に努めてまいる所存であります。なお、この後の全員協議会におきまして担当者より火災の概要につきまして報告させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

救急業務につきましては、国から救急救命措置の拡大に係る政令が公布されたこともあり、今後も救急隊員によります高度な救命措置により、救命率の向上を図ってまいる

所存であります。また、救急車が到着するまでの間、そばに居合わせた方、いわゆるバイスタンダーによります応急手当が行われることは非常に重要であるというように捉えておりました、救命効果の向上につながるよう応急手当の普及啓発を積極的に推進してまいり所存であります。

最後に、本日提案いたします議案の概要について御説明申し上げます。御審議をお願いする案件は、報告案件1件、条例案件1件でございます。報告案件は救急車の交通事故に関する損害賠償額の専決処分の報告をいたすものでございます。また、条例案件は消防法施行令の一部改正に伴い、火災予防条例の一部を改正したいとするものでございます。いずれも議案審議の際にそれぞれ担当から御説明申し上げますので、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、私のほうからの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

## 日程第8 監査報告

---

○議長（林 幸次君） これより監査報告に入ります。

監査委員からは平成25年度の監査の結果について報告を願うことといたします。

監査委員、中島善吉君。

○監査委員（中島善吉君） それでは、監査の結果について御報告申し上げます。

今議会に提出しました監査報告は、地方自治法第199条第2項の規定により、行政監査に関するもの、平成25年度から着手しこの4月25日まで実施したものです。

1ページをお開きください。今回の行政監査は業務委託契約についてをテーマとしたものの監査を実施しました。

監査の対象としましたのは、第4に記載の平成24年度に広域連合が実施した業務委託契約金額30万円以上で、一般会計が39件、振興基金特別会計が2件、広域消防特別会計が15件の計56件について行いました。

第5、監査の方法及び第6監査の着眼点につきましては、1ページから2ページに記載のとおりでございますので、御確認ください。

監査の結果につきまして御報告いたします。監査の結果につきましては、報告書の2ページに記載してございますが、対象とした業務委託契約の事務処理につきましては、関係法令の規定に沿って行われておりおおむね適正に処理されておりましたが、細部につきまして意見を述べさせていただきました。

1の委託の目的についてですが、提出いただいた関係資料を閲覧しましたところ、委託の目的が明確となっていないものがありました。業務委託を行う上ではその目的や必要性を十分検討していかれるよう御留意いただきたいと思ひます。

次に、2の契約方法についてですが、契約の約8割が随意契約となつておりました。随意契約を否定するものではありませんが、あくまで特例であることから、事務処理に当たりましては適切に処理されるよう要望いたします。

次に、3の随意契約についてですが、特に1者のみであったり、長期にわたつて継続であったりする業務委託につきましては、随意契約とする有効性や妥当性について、常に厳正な対応をお願いしたいと思ひます。

最後に、まとめを述べさせていただきます。地方自治法第2条第14項には、地方自治の事務処理に当たっては「住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるように」と規定されております。業務委託はその方策の一つであり、委託が可能で有利な業務については、積極的な活用が必要です。引き続き、経済的かつ効率的に行われ、その効果や成果を十分に検証していただきたいと思います。

なお、意見等を申し上げました事項に対する措置状況について、広域連合事務局長及び広域消防本部消防長から通知がありましたので、その内容を併記してございますので御確認ください。また、4ページ以降は監査の概要を掲載してございます。

監査の結果は以上のとおりであります。詳細につきましては報告書をごらんの上、御検討いただけますようお願い申し上げます、簡単ではあります。監査報告といたします。

○議長（林 幸次君） ただいまの監査報告につきまして、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 幸次君） なければ質疑を終結いたします。

## 日程第9 報告

---

○議長（林 幸次君） それでは、次に日程に進みます。

これより報告案件の審議に入ります。

---

### ◇ 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（林 幸次君） 報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

朗読を省略して、直ちに理事者側の説明を求めます。

桂消防長。

○消防長（桂 稔君） それでは、報告第1号につきまして、御説明を申し上げます。

本件は損害賠償の額を定めることについてございまして、自動車事故によります損害を賠償するために、平成26年5月2日に専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきまして、裏面をごらんいただきたいと存じます。

相手方につきましては記載のとおりであります。

事故の概要でございますが、平成25年8月31日、午前6時55分ごろ、飯田市座光寺の県道飯島飯田線の交差点におきまして、救急現場に出動中の座光寺分署の救急自動車が交差点内で停止した際に、右側から進行してきた相手方乗用車と衝突し、相手方に人身及び車両の損害を与えたものでございます。広域消防の損害賠償額は13万839円ございまして、そのうち車両損害における過失割合は、当方が1割で5万7,449円となるもので、人身障害につきましては7万3,390円でございます。

交通安全につきましては、日ごろから注意を払ってまいりましたが、このような事故を起こしてしまいましたこととおわび申し上げますとともに、今後、緊急車の安全な走行を徹底し、職員一丸となって交通安全に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 幸次君） 説明は終わりました。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 幸次君） なければ質疑を終結いたします。

## 日程第10 議案審議

---

○議長（林 幸次君） 次に日程に移ります。

日程に従いまして、これより議案審議に入ります。

### ◇ 議案第10号 南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（林 幸次君） 議案第10号、南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに理事者側の説明を求めます。

桂消防長。

○消防長（桂 稔君） それでは、議案第10号につきまして御説明申し上げます。

本案は、南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の改正は、平成25年8月に京都府福知山花火火災で発生した火災を踏まえ、国におきまして消防法施行令の一部改正及び火災予防条例令が改正されたことに伴いまして、南信州広域連合の火災予防条例中、液体燃料等を使用する対象となる火気器具類等の取り扱いの基準を定め、新たに屋外の催し物に係る防火管理について基準を定めたものでございます。今後、火災予防条例の指導を図っていきたいとするものでございます。具体的な改正部分につきましては、議長のお許しをいただきまして新旧対照表をつけてございますので、それにより御説明させていただきたいと存じます。

対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。左側の改正後にありますとおり、第18条から第22条におきまして、液体燃料等、対象となる火気器具類等を祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集合する催しに際しまして使用する際に、消火器の準備をした上で使用するよう規定するものでございます。

次に、新たに屋外の催しに係る防火管理体制の構築を定めるため、第47条の2及び47条の3におきまして、大規模な屋外での催し物のうち、消防長が定める要件に該当するものを指定催しとして指定し、屋外催しに係る防火管理について、主催する者に対して防火担当者の選任、それから火災予防上必要な業務計画の作成等の義務づけを定めたものでございます。

消防長が指定する要件といたしましては、国の運用と同様の1日当たりの人出予想が11万人以上かつ露天等が100店舗以上超えるものを想定しているという状況でございます。

それから、4ページのところでございますけれども、祭礼、それから縁日、花火大会の催し物に対して露天等を開設する場合は、その届け出を義務づけるというものでございます。

それから、54条のところで、罰則規定を新たに設けるというものでございまして、これにつきましては催し物に係る防火管理に関するもので届け出がなかった等につきまして罰則規定を設けたというものでございます。

それから、お戻りいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。附則では、この条例は平成26年8月1日から施行するものとして、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後

の火災予防条例第47条の2及び47条の3の規定は適用しないと定めるものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（林 幸次君） 説明が終わりました。

議案第10号について、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 幸次君） なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 幸次君） なければ討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 幸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

---

○議長（林 幸次君） 以上をもちまして、全ての日程を終了いたしました。

ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、これを認めます。

牧野広域連合長。

○広域連合長（牧野光朗君） 本日、南信州広域連合議会平成26年度第1回臨時会を開催いただきまして、提案いたしました諸案件につきまして慎重に御審議をいただき、それぞれ原案どおり御決定を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

この後、全員協議会におきまして広域連合の取り組みや当面の諸課題につきまして、御報告、御協議いただく予定となっておりますが、これらの課題につきましては、この地域にとりまして大変重要な案件であります。今後も広域連合といたしまして、状況の変化に的確に対応するため、構成市町村を初め、関係機関と連携して地域経営に邁進してまいる所存であります。

議員各位におかれましても地域の一体的な発展と住民の福祉向上のため、より一層の御指導・御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げる次第であります。本日はあ

ありがとうございました。

○議長（林 幸次君） これをもちまして、平成26年南信州広域連合議会第1回臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

---

閉会 午後1時25分



議 員・事務局・説明員出席表

## I、議員出席表

議席番号	氏 名	5月19日	議席番号	氏 名	5月19日
1	熊谷英俊	○	18	樋口俊二	○
2	下平豊久	○	19	松井悦子	○
3	松村正三	○	20	白川靖浩	○
4	森谷博之	○	21	島田弘美	○
5	小澤博	○	22	湯澤啓次	○
6	中山易久	○	23	森本政人	○
7	野竹正孝	○	24	小倉高広	○
8	後藤文登	○	25	湊猛	○
9	宮嶋清伸	×	26	新井信一郎	○
10	片桐龍男	○	27	清水勇	○
11	土田米男	○	28	吉川秋利	○
12	高坂美和子	○	29	永井一英	○
13	勝野公人	○	30	福沢清	○
14	勝又進	○	31	木下克志	○
15	仲藤重孝	○	32	林幸次	○
16	本島昭	○	33	井坪隆	○
17	宮下浩二	○			

## II、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

No.	役職名	市町村名	氏名
1	広域連合長	飯田市	牧野光朗
2	副広域連合長	下條村	伊藤喜平
3	松川町長	松川町	深津徹
4	高森町長	高森町	熊谷元尋
5	阿南町長	阿南町	勝野一成
6	阿智村長	阿智村	熊谷秀樹
7	平谷村長	平谷村	小池正充
8	根羽村長	根羽村	大久保憲一
9	売木村長	売木村	清水秀樹
10	天龍村長	天龍村	大平巖
11	泰阜副村長	泰阜村	松島貞治
12	喬木村長	喬木村	市瀬直史
13	豊丘村長	豊丘村	下平喜隆
14	大鹿村長	大鹿村	柳島貞康
15	副管理者	南信州広域連合	佐藤健
16	監査委員	南信州広域連合	中島善吉
17	監査委員	南信州広域連合	菅沼昭彦
18	監査委員事務局長	南信州広域連合	遠山運
19	会計管理者	南信州広域連合	竹前雅夫
20	事務局長	南信州広域連合	渡邊嘉藏
21	事務局次長	南信州広域連合	吉川昌彦
22	消防長	広域消防	桂稔
23	消防次長兼総務課長	広域消防	関島弘文
24	消防本部警防課長	広域消防	松川浩
25	消防本部警防課専門幹	広域消防	大蔵豊
26	消防本部予防課長	広域消防	北原昭夫
27	飯田消防署長	広域消防	平岩好友
28	伊賀良消防署長	広域消防	清水敏夫
29	高森消防署長	広域消防	細田正徳
30	阿南消防署長	広域消防	三石正博
31	飯田環境センター事務長	南信州広域連合	米山博樹

### Ⅲ、本会議に職務のため出席した者

No.	役 職 名	市町村名	氏 名
1	事務局庶務係長	南信州広域連合	北 原 香 子
2	事務局庶務係	南信州広域連合	片 桐 啓 亮
3	事務局広域振興係長	南信州広域連合	秦 野 高 彦
4	事務局介護保険係長	南信州広域連合	下 島 剛
5	事務局企画調整担当専門主査	南信州広域連合	塚 平 裕
6	飯田環境センター新焼却場施設整備担当専門主査	南信州広域連合	北 原 達 矢
7	飯田環境センター庶務係長	南信州広域連合	園 原 浩 子
8	飯田環境センター管理係長	南信州広域連合	中 原 健
9	消防本部総務課長補佐兼庶務係	広 域 消 防	有 賀 達 広
10	事務局専門主査	南信州広域連合	清 水 秀 敏
11	下伊那郡町村会事務局長	町 村 会	牛久保 守

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

南信州広域連合議会議長

---

会議録署名議員

---

会議録署名議員

---